

株式会社リジョブ「REACH-JOB」利用約款

第1章 総則

第1条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 「REACH-JOB」

株式会社リジョブ(以下「当社」という)が運営する求人媒体 URL: <https://relax-job.com/reach>

(2) 「申込者」

本約款に同意の上、本サービス（本約款第4条に規定するサービスをいう。以下、同じ。）の利用を行う企業、個人、団体

(3) 「クライアント管理画面」

応募者の管理機能を搭載した本サービス申込者専用管理ページ

(4) 「求職者」

職を探し求めている個人で、未だ REACH-JOB を通じて申込者に対して応募をなしていない者

(5) 「応募者」

REACH-JOB を通じて申込者に対して応募をなした求職者

第2章 利用契約の成立

第2条（成立要件）

利用契約（以下「本契約」という）は、次の各号に掲げる事由をすべて満たした場合に成立するものとする。

(1) 本サービス利用の申込みが当社に到達すること

(2) 当社が前号の申込みに対し承諾を発信すること

第3条（利用申込の拒絶）

当社は、申込者が以下の事由に該当する場合は、本サービス利用の申込みを拒絶できるものとする。

(1) 申込みにあたり虚偽情報の提供があったとき

(2) 当社又は REACH-JOB の信用を害するおそれがあるとき

(3) 当社との間で過去に何らかのトラブルを生じさせたことが判明したとき

(4) 申込者が第7条第1項各号のいずれかに該当するとき

(5) その他、当社がふさわしくないと判断したとき

第3章 本サービスの内容

第4条（本サービス基本内容）

1. 当社は申込者の求職者採用を目的として下記2点を基本としたサービスの提供を行う。
また、同目的のために下記2点以外のサービスを提供する場合がある。

(1) REACH-JOBにおける求人情報の掲載。

(2) REACH-JOBにおけるクライアント管理画面の発行

2. 前項第1号の求人情報は、美容、リラクゼーション、治療及び介護にかかる業務の求人情報とする。

3. 当社は申込者の採用に関し一切の保証を行わず、また採用の際に申込者に損害が発生したとしてもこれについて一切の責任を負わないものとする。

第4章 本サービス利用上の義務

第5条（掲載内容）

1. REACH-JOB への掲載にあたり、当社は申込者の依頼内容に反し、当社の規定で掲載が禁止されている内容は記載しないこと、掲載を必須としている内容については記載することについて、申込者は同意するものとする。

2. REACH-JOB への掲載内容につき、申込者は、適法かつ正確な情報を載せることとする。また、申込者は、REACH-JOB への掲載に関し、求職者ないし応募者に誤解を与えるなどにより、求職者ないし応募者との間でトラブルが生じることのないよう努めなければならない。

3. REACH-JOB への掲載内容に関し、当社はその程度に応じ、申込者の同意の有無にかかわらず、記載内容の修正、申込者への注意・指導、サービス利用停止、店舗への調査・事実確認などの措置をとることができるものとする。

第6条（遵守事項）

申込者は、次の事項を遵守するものとする。

(1) 本サービスを求人以外の目的で使用しないこと

(2) 本サービスを用いて第三者の利益を害しないこと

(3) REACH-JOB 上で提供される情報を不正の目的を持って利用しないこと

第7条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者は、本契約の締結時及び本契約の締結前において、自己（申込者の業務を執行する従業員、取締役、執行役、その他申込者の経営に実質的に関与している者またはこれらに準じる者も含む。以下、本条において同じ。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 暴力団準構成員

- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能集団等
- (6) その他前各号の関係者等またはその他これらに準じる者
- (7) 反社会的勢力（第1号から第6号を総称して「反社会的勢力」という。以下同じ。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (8) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (9) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (10) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

2. 申込者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他第1号から第4号に準じる行為

第8条（通知義務）

申込者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたとき又はそのおそれがあるときは、当社にすみやかに通知をしなければならない。

- (1) 住所、代表者、商号の変更
- (2) 事業の譲渡・譲受、合併又は会社分割
- (3) 次条、第12条第2項各号に該当する事実

第9条（期限の利益喪失）

申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は催告を要せず当社の判断で期限の利益を喪失させ、申込者に対して残債権を請求することができるものとする。

- (1) 申込者が本約款・本契約の定める義務に違背し当社が催告後も違反の状態が解消されることなく相当期間が経過したとき
- (2) 監督官庁による営業許可の取消又は営業停止等の処分があったとき
- (3) 銀行取引停止処分又はこれに類する事態があったとき
- (4) 申込者について仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てがあったとき

- (5) 申込者について営業の廃止もしくは譲渡又は会社の解散があったとき
- (6) 本契約申込時及び登録事項変更時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき
- (7) 申込みの際に示された連絡方法による連絡が不能になり、一定期間以上その状態が継続されたとき
- (8) 申込者が第7条に違反したとき
- (9) 申込者が第10条第1項に違反したとき
- (10) 前各号において定める場合のほか、当社が業務を行う上で重大な支障がある場合又はそのおそれがある場合もしくは不相当と当社が判断したとき

第5章 禁止事項及び免責事項

第10条（禁止事項）

1. 申込者は店舗又は出張先や訪問先にて異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触したり、視覚的に性欲を刺激せしめるような役務を提供してはならない。申込者の web サイト上において18歳未満の者による閲覧を規制している場合、同サイト上に掲載されている従業員の顔にモザイク加工が施してある場合その他当社が別途定めた事情が認められるときには、申込者が同役務を提供したものとみなす。
2. (1) 申込者が前項に抵触する可能性がある場合には、当社は個別の審査を行う。申込者はこれに全面的に協力する義務を負い、当社の要請する情報を提供しなければならない。
- (2) 前号の審査後も当社から要請があった場合、申込者は3ヵ月毎を目安に当社の指定する情報を報告しなければならない。

第11条（免責事項）

以下の各号に掲げる場合に申込者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 申込者と求職者間又は申込者と応募者間におけるトラブルの場合
- (2) 申込者が提供した情報から生じたトラブルの場合
- (3) 第12条第2項各号、第14条に定める場合
- (4) 外部のコンピューターシステム、サーバー、検索エンジン等の不具合や故障等、当社の責に帰すことができない事由により本サービスを適切に利用できない場合
- (5) 火災、停電、天変地異、戦争、内乱、暴動、労働争議、その他非常事態により本サービスの運営が不能となった場合
- (6) 申込者が第三者から不正アクセス、コンピューターウイルスの感染等を受けたために本サービスを提供できない場合
- (7) 本サービスの提供を利用して、申込者が第三者の著作権その他知的財産権を侵害した場合

第6章 契約の終了

第12条 (解約、利用停止)

1 当社は、6ヶ月前までに申込者に通知することにより本契約を解約できるものとする。

2 当社は、以下の各号に掲げるいずれかの事由が申込者にある場合には、事前に通知することなく、無催告で本契約の解約又は本サービスの利用を停止し、必要に応じて登録データを削除することができるものとする。

(1) 申込者が本約款の定める義務に違背し当社が催告後も違反の状態が解消されることなく相当期間が経過したとき

(2) 監督官庁による営業許可の取消又は営業停止等の処分があったとき

(3) 銀行取引停止処分又はこれに類する事態があったとき

(4) 申込者について仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申し立てがあったとき

(5) 申込者について営業の廃止もしくは譲渡又は会社の解散があったとき

(6) 本契約申込時及び登録事項変更時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき

(7) 申込みの際に示された連絡方法による連絡が不能になり、一定期間以上その状態が継続されたとき

(8) 申込者が第7条に違反したとき

(9) 申込者が第10条第1項に違反したとき

(10) 前各号において定める場合のほか、当社が業務を行う上で重大な支障がある場合又はそのおそれがある場合もしくは不相当と当社が判断したとき

第7章 クライアント管理画面

第13条 (ID・パスワード)

1. 当社は、申込者に対してクライアント管理画面利用のために必要なID及びパスワードを発行する。

2. 申込者は、前項の規定により発行されたID及びパスワードについて、第三者に知られないよう厳重に管理しなければならない。万一、申込者のID及びパスワードの盗用、不正使用その他の事故があっても、当社は一切責任を負わないものとする。

3. 当社は、申込者のID及びパスワードによりクライアント管理画面へのアクセス又は利用があったときは、これを申込者自身による正当なアクセス又は利用とみなし、これに伴って申込者に生じた不利益に関し一切の責任を負わないものとする。

4. 第2項及び前項は当社の故意又は過失による場合には適用しないものとする。

第14条 (一時的な停止)

当社は、次の各号に該当する場合には、申込者へ事前に通知することなく、REACH-JOB及

びクライアント管理画面の一時的な運営の停止を行うことがある。

1. REACH-JOB 及びクライアント管理画面の保守又は仕様の変更等を行う場合
2. 天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあり、本サービスの運営ができなくなった場合
3. 当社が、やむを得ない理由により本サービスの運営上一時的な停止が必要と判断した場合

第8章 機密保持及び個人情報保護

第15条（機密保持）

1. 当社及び申込者は事前の承諾なく、相手方より秘密である旨指定の上提供された技術上又は営業上の情報（以下「機密情報」という）を、指定された目的以外のために使用せず、かつ、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。
2. 前項にかかわらず、契約時に既に公開となっている情報及び相手方の許可を得た情報、独自に開発又は取得した情報についてはこの限りではない。

第16条（個人情報の保護）

1. 当社及び申込者は、相手方の事前の承諾なく、本サービスに付随して相手方、求職者、応募者それぞれから開示された情報で、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他個人を特定しうる一切の情報（以下「個人情報」という）を、指定された目的以外のために使用せず、かつ、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。
2. 前項にかかわらず、契約時に既に公開となっている情報及び相手方の許可を得た情報、独自に開発又は取得した情報についてはこの限りではない。
3. 当社及び申込者は、相手方から要求があった場合又は本契約が終了した場合、直ちにその全ての個人情報を相手方に返却し、又は相手方の指示に従って破棄ないし削除するものとする。
4. 当社及び申込者は、自己が「個人情報の保護に関する法律」上の個人情報取扱事業者該当するか否かを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務その他関連法令・諸規則等を遵守するものとする。
5. 本サービスに関し、当社は個人情報取扱責任者を以下の者と定める。

個人情報取扱責任者 赤羽 順子

責任者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行い、これに基づき訂正ないし削除の請求があった時は、当該請求が客観的事実に合致する時は、速やかに対応するものとする。

第9章 知的財産権

第17条（知的財産権）

1. REACH-JOB に関する著作権その他の知的財産権はすべて当社に帰属する。但し、当社は、クライアント管理画面を含む REACH-JOB 及びこの利用が、第三者の権利を侵害しないことを保証するものではない。

2. 前項の定めに関わらず、REACH-JOB の登録画像の著作権は、当該申込者に帰属する。但し、申込者は、当社に対し、当該登録画像の加工・公開その他本契約及び本約款の目的を遂行するための使用を予め無償で許諾するものとする。また、申込者は、申込者が当社に提供する画像データ等について、第三者の権利を侵害していないことを保証する。

第10章 使用・利用許諾等

第18条（改変行為）

1. 当社は、REACH-JOB 及びクライアント管理画面について、コンピューターシステムの改善、付属サービスの追加・改廃、その他の事由により当社の裁量により自由にその仕様を変更し、バージョンアップすることができるものとし、申込者はこれに対して予め許諾するものとする。

2. 申込者は、REACH-JOB 及びクライアント管理画面、これに関連するファイル、データ、資料その他 REACH-JOB にかかる一切のファイル、データ、資料を当社に無断で改造、改変、又は複製してはならない。

第19条（利用促進のための利用許諾）

申込者は、当社及び当社の関連会社（資本関係を問わず、業務提携先等も含む）が、求職者の利用促進及び情報提供の多元化等を目的として、次の各号に掲げる媒体（以下、総称して「メディア等」という）において、当社が申込者の求人情報を利用することを、当社に対して予め許諾するものとする。

- (1) 申込者関連ガイドブック
- (2) 求職者関連パンフレット
- (3) インターネット、携帯電話による情報提供サービス
- (4) 多チャンネルデジタル放送サービス
- (5) カーナビゲーションシステムによる情報提供サービス
- (6) SNS等のソーシャルメディアサービス
- (7) その他前各号に類する媒体

2. 前項の求人情報の利用許諾は、当社が、全ての求人情報をメディア等に記載することを意味しない。

3. 当社は、第1項に規定する求人情報の利用許諾に基づき、申込者の求人情報をメディア等の記載に利用する時は、事前に当該申込者にその内容を通知するものとする。

第20条（代行）

当社は次に定める業務の全部又は一部を、それぞれ、当社の関連会社に委託することができる。

- (1) 本サービスを利用する申込者の募集業務
- (2) 申込者との窓口対応業務
- (3) その他前各号に附帯関連する業務

第11章 一般条項

第21条（苦情の処理）

当社は、当サービスの責任者を以下の者と定め、申込者及び第三者から、当サービスに関して苦情の申出があった場合は、職業安定機関および他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理する。

サービス責任者 赤羽 順子

第22条（個別合意）

本約款と異なる合意を行った場合には、当該合意が本約款の規定より優先するものとする。

第23条（裁判管轄）

本約款・本契約に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除する。

第24条（約款の変更）

1. 当社は、申込者の了承を得ることなく本約款を変更することがあり、申込者はこれを承諾する。約款変更後の本サービス利用に関する条件は、変更後の約款によるものとする。
2. 約款の変更はクライアント管理画面を通じて随時発表する。

第25条（権利義務譲渡の禁止）

1. 申込者は、本約款・本契約上の地位及び当該地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡し、又は担保に提供してはならない。
2. 当社は、実質的に当社の事業の全部又は一部を関連会社その他に承継させることに伴い、本契約を承継させることができる。

第26条（条項の独立性）

本約款の一部の条項が法令への不適合その他の理由によりその全部又はその一部が無効又は執行不能とされた場合であっても、本約款の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の他の部分の効力には何らの影響を及ぼさない。

第27条（準拠法）

本約款・本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

第28条（協議事項）

本約款に定めのない事項又は本約款の各条項の解釈に疑義が生じた場合、当社と申込者は、誠意をもって協議し解決する。

第29条（有効規定）

第10条第3項、第11条、第15条、第16条1項から4項、第17条、第23条、第26条から前条の各規定は本約款・本契約終了後も有効に存続するものとする。

平成28年12月20日制定

株式会社リジョブ

〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-27-7 HUNDRED CIRCUS EAST TOWER 2F

Tel:03-5848-7705